

平成26年度

第1回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 平成26年5月28日(水) 午後6時30分

場 所 帯広市役所 10階 第5B会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 部長挨拶

3 議 事

(1) 諮 問

・平成26年度国民健康保険料率について

(2) その他

4 閉 会

目 次

諮 問

1 平成26年度国民健康保険料率について……………P1

2 説明資料

(1) 前年比較表……………P2

(2) 平成26年度国民健康保険料率改定の考え方…P3～4

(3) 積算内訳……………P5～7

(a) 医療保険分(一般)……………P5

(b) 後期高齢者支援金分(一般)……………P6

(c) 介護納付金分(2号被保険者)…………… P7

諮 問

1 平成26年度国民健康保険料率について

(a) 医療保険分(一般)

区 分	平成26年度
所得割	8.70%
被保険者 均等割	24,300円
世帯別 平等割	27,600円

(b) 後期高齢者支援金分(一般)

区 分	平成26年度
所得割	2.60%
被保険者 均等割	7,500円
世帯別 平等割	8,600円

(c) 介護納付金分(2号被保険者)

区 分	平成26年度
所得割	1.90%
被保険者 均等割	8,700円
世帯別 平等割	7,000円

2 説明資料

(1) 前年比較表

(a) 医療保険分(一般)

区分	平成26年度	平成25年度	増△減	
所得割	8.70%	8.80%	△0.10%	
被保険者均等割	24,300円	24,100円	200円	
世帯別平等割	27,600円	28,400円	△800円	
賦課限度額	510,000円	510,000円	0円	
一人当たり保険料	69,712円	70,601円	△889円	△1.26%

(b) 後期高齢者支援金分(一般)

区分	平成26年度	平成25年度	増△減	
所得割	2.60%	2.70%	△0.10%	
被保険者均等割	7,500円	7,200円	300円	
世帯別平等割	8,600円	8,400円	200円	
賦課限度額	160,000円	140,000円	20,000円	
一人当たり保険料	21,295円	20,994円	301円	1.43%

(c) 介護納付金分(2号被保険者)

区分	平成26年度	平成25年度	増△減	
所得割	1.90%	2.00%	△0.10%	
被保険者均等割	8,700円	8,000円	700円	
世帯別平等割	7,000円	6,800円	200円	
賦課限度額	140,000円	120,000円	20,000円	
一人当たり保険料	24,197円	23,707円	490円	2.07%

賦課限度額・一人当たり保険料(3区分合計)

区分	平成26年度	平成25年度	増△減	
賦課限度額	810,000円	770,000円	40,000円	
一人当たり保険料	115,204円	115,302円	△98円	△0.08%

(2) 平成26年度国民健康保険料率改定の考え方

(a) 国民健康保険料に係る制度改正

- ・ 保険料法定軽減対象世帯の拡大

低所得者の保険料負担軽減のため、5割軽減、2割軽減対象世帯を拡大

区分		基準額算定式	
7割 軽減	旧	330,000円	変更なし
	新	330,000円	
5割 軽減	旧	330,000円 + 245,000円 × 世帯主を除く 被保険者数	
	新	330,000円 + 245,000円 × 被保険者数	
2割 軽減	旧	330,000円 + 350,000円 × 被保険者数	
	新	330,000円 + 450,000円 × 被保険者数	

(b) 賦課限度額の引き上げ

法定賦課限度額の改定にあわせ、賦課限度額を引上げ(条例改正済)

区分	従前	改正後	増△減
医療分	510,000円	510,000円	0円
支援金分	140,000円	160,000円	20,000円
介護分	120,000円	140,000円	20,000円
計	770,000円	810,000円	40,000円

(c) 予算編成時における保険料率改定及び保険料軽減繰入の考え方

- ・ 予算編成時には、賦課限度額未満世帯の保険料を平成25年度と同じ条件(法定軽減拡大前)で試算した場合の保険料改定率について、次のとおりとしています。

保険料については、軽減措置を行わない場合、後期高齢者支援金及び介護納付金の拠出額の増などもあり15.3%の増になるが、被保険者の暮らしへの影響を勘案し、できるだけ改定率を抑制する。

一人当たり医療費の伸び率を参考としながら、財政状況等を踏まえ総合的に判断し、**保険料改定率を1.3%とする**ため、国保会計におけるH24決算の黒字に伴う基金積立金190,000千円を全額活用した上で、一般会計から274,173千円を繰り入れることとする。

以上を踏まえ、平成26年度の国民健康保険料率については、『**賦課限度額未満世帯の法定軽減拡大前の一人当たり保険料**』が前年対比**1.3%増**となるよう保険料率を算定しました。(次ページ①)

その上で、法定軽減制度拡大の影響や賦課限度額引き上げの影響を加味して、最終的な一人当たり保険料の改定率を求めています。(次ページ②)

①賦課限度額未満世帯の法定軽減拡大前一人当たり保険料

区分	平成26年度	平成25年度	増△減	
医療保険分	60,756円	61,164円	△408円	△0.67%
後期高齢者支援金分	18,588円	18,098円	490円	2.71%
介護納付金分	21,181円	19,971円	1,210円	6.06%
合計	100,525円	99,233円	1,292円	1.30%

②法定軽減拡大及び賦課限度額引上げを反映した後の全世帯の一人当たり保険料

区分	平成26年度	平成25年度	増△減	
医療保険分	69,712円	70,601円	△889円	△1.26%
後期高齢者支援金分	21,295円	20,994円	301円	1.43%
介護納付金分	24,197円	23,707円	490円	2.07%
合計	115,204円	115,302円	△98円	△0.08%

(3) 積算内訳

(a) 医療保険分(一般)

① 被保険者の状況

区 分	総 数
世 帯 数	25,129 世帯
被保険者数	41,263 人

② 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基準総所得	24,734,646 千円
限度超過所得	5,373,621 千円
賦課標準所得	19,361,025 千円

③ 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	保険者負担額 ①	国の負担・補助 ②	一般会計 繰入金 ③	保 険 料 滞納繰越 ④	道費その他 ⑤	保険料現年分 ⑥=①-(②+③ +④+⑤)
金額	14,133,471	3,299,975	917,237	122,315	7,238,424	2,555,520

調定額 ⑦ (⑥÷0.8884)	法定軽減減免額 ⑧	基礎賦課総額⑨ (⑦+⑧)
2,876,542	475,608	3,352,150

④ 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦 課 割 合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 ⑨ を a により按分 b	1,676,075	1,005,645	670,430	3,352,150
保 険 料 率 c	8.70%	24,300円	27,600円	-
賦 課 額 d	1,684,409	1,002,691	665,050	3,352,150
法 定 軽 減 等 額 ⑧ e	-	-	-	475,608
法 定 軽 減 等 後 の 調 定 額 ⑦ d-e	-	-	-	2,876,542

⑤ 一人当り保険料

年度	平成26年度	平成25年度	増△減	増減率
金額	69,712円	70,601円	△889円	△1.26%

(b) 後期高齢者支援金分(一般)

① 被保険者の状況

区 分	総 数
世 帯 数	25,129 世帯
被保険者数	41,263 人

② 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基準総所得	24,734,646 千円
限度超過所得	5,142,684 千円
賦課標準所得	19,591,962 千円

③ 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	保険者負担額 ①	国の負担・補助 ②	一般会計 繰入金 ③	保 険 料 滞納繰越 ④	道費その他 ⑤	保険料現年分 ⑥=①-(②+③ +④+⑤)
金額	2,336,425	900,063	317,381	34,004	303,894	781,083

調定額 ⑦ (⑥÷0.8889)	法定軽減減免額 ⑧	基礎賦課総額⑨ (⑦+⑧)
878,707	147,382	1,026,089

④ 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦 課 割 合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 ⑨ を a により按分 b	513,044	307,827	205,218	1,026,089
保 険 料 率 c	2.60%	7,500円	8,600円	-
賦 課 額 d	509,391	309,472	207,226	1,026,089
法 定 軽 減 等 額 ⑧ e	-	-	-	147,382
法 定 軽 減 等 後 の 調 定 額 ⑦ d-e	-	-	-	878,707

⑤ 一人当り保険料

年度	平成26年度	平成25年度	増△減	増減率
金額	21,295円	20,994円	301円	1.43%

(c) 介護納付金分(2号被保険者)

① 被保険者の状況

区 分	総 数
世 帯 数	12,741 世帯
被保険者数	15,979 人

② 被保険者の所得状況

区 分	所 得 額
基準総所得	13,776,384 千円
限度超過所得	2,335,426 千円
賦課標準所得	11,440,958 千円

③ 基礎賦課総額の算定

(単位:千円)

区分	保険者負担額 ①	国の負担・補助 ②	一般会計 繰入金 ③	保 険 料 滞納繰越 ④	道費その他 ⑤	保険料現年分 ⑥=①-(②+③ +④+⑤)
金額	1,011,296	411,243	149,661	14,300	94,646	341,446

調定額 ⑦ (⑥÷0.8831)	法定軽減減免額 ⑧	基礎賦課総額⑨ (⑦+⑧)
386,645	58,937	445,582

④ 基礎賦課額の保険料率の算定

(単位:千円)

区 分	所得割総額	被保険者 均等割総額	世帯別 平等割総額	基礎賦課 総額
賦 課 割 合 a	50/100	30/100	20/100	100/100
基礎賦課総額 ⑨ を a により按分 b	222,791	133,675	89,116	445,582
保 険 料 率 c	1.90%	8,700円	7,000円	-
賦 課 額 d	217,378	139,017	89,187	445,582
法 定 軽 減 等 額 ⑧ e	-	-	-	58,937
法 定 軽 減 等 後 の 調 定 額 ⑦ d-e	-	-	-	386,645

⑤ 一人当り保険料

年度	平成26年度	平成25年度	増△減	増減率
金額	24,197円	23,707円	490円	2.07%